

1 競争参加するものに必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結の為に必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

2 保証金に関する事項

(1) 入札保証金：免 除

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金：免 除

ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

3 入札方法

落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

4 入札の無効

- (1) 電信電話及びFAXによる入札は認めない。
- (2) 入札参加資格のない者、又は参加制限されている者が行った入札
- (3) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの。
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 仕様書を受領しなかった者の入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合

5 契約書等の作成：落札決定後、別に示す。

6 公告の掲示場所

福岡駐屯地、陸上自衛隊西部方面会計隊公式ホームページ

<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm>

7 その他

- (1) 入札に関する委任を受けた者は、入札開始前までに委任状を提出すること。
- (2) 郵便による入札の場合は、令和5年2月14日（木）17時までに必着すること。なお送付後第366会計隊契約班に電話連絡すること。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡する。
- (3) 契約条項・入札等参加者心得を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約する旨を入札書に付記するものとする。